

(仮称) 逗子市個人情報の保護に関する条例骨子(案) に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和4年8月16日(火)～9月15日(木)

2. 意見の数 1件

3. 意見提出人数 1人(郵送1人 / 個人1人)

4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	0件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	1件
合計		1件

5. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
個人情報保護運営審議会への諮問について (1件)	1	以下に示す事例を「個人情報保護運営審議会」に諮問可能か否か 防災安全課が運営している「逗子市防災・防犯メール」において、配信希望登録時に「配信される情報の種別(1つ又は複数選択)」として、防災情報/防犯情報/国民保護/伝染病(インフルエンザ等)を選択可能としています。 登録時に「防災情報」だけを登録しても、「新型コロナウイルス情報」が「逗子市防災・防犯メール」登録者に送信されます。これは、市民が希望する情報だけを送信希望しているにもかかわらず、登録時に知り得た個人情報であるメールアドレスを利用して他の情報を強制的に送信することは、個人情報保護法から逸脱した運用と考えます。 このような事例をどのような手続きで「個人情報保護運営審議会」に一市民が諮問可能なかを明らかにしてください。	◆	1件	個人情報保護運営審議会については、今回の改正法において、「地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる」旨規定されているため、市民の方個人が個人情報保護運営審議会に諮問することはできません。 条例制定にあたり、個人情報保護法及び同条例の運用について職員等への周知徹底に努力してまいります。 ご意見にあります逗子市防災・防犯メールの件につきましては、担当所管に情報提供いたします。
合計				1件	